

本専門委員会の今後の進め方（案）

1. スケジュール（予定）

5月19日 廃棄物処理法の施行状況等について

6月中旬 関係者からヒアリング ①

6月下旬 関係者からヒアリング ②

都道府県、事業者団体などから、これまでの取組状況など
について説明を頂く予定。

以降、論点・課題の整理、必要な対策の検討等

※ 年内を目指とした専門委報告書取りまとめを目指し、隨時、御審議
をいただく予定

2. 今般の廃棄物処理に係る制度見直しについて想定される主な論点（案）

(1) 適正処理の更なる推進

昨今の廃棄物処理を巡る状況を踏まえ、適正処理の確保、廃棄物処理における有害物質管理及び、市況により廃棄物該当性が変動するものの管理等について検討が必要。

- 排出事業者責任の在り方及び廃棄物処理業者による適正処理を確保するための制度的対応の検討（「ダイコー事案」再発防止策を含む。）
- 廃棄物処理における有害物質管理の強化策の検討
- 市況により廃棄物該当性が変動するものや、有害性の高い物品に、管理のための一定の基準を適用できるようにする制度（違法な不用品回収業者対策を含む。）の検討
- 電子マニフェストの更なる普及措置の検討

(2) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置の見直し及び優良な処理事業者の更なる育成に係る措置

各種規制措置の見直しの検討や、優良な廃棄物処理業者がより競争力を向上させていくための取組等を推進していくことが必要。

- 規制の合理化の観点から見直すべき措置の検討
- 優良な事業者の更なる育成の観点から取り組むべき措置の検討

(3) 廃棄物の排出抑制等及び廃棄物処理分野における温暖化対策の強化

排出抑制、リサイクル等を推進するとともに、廃棄物処理分野の温暖化対策の一層の強化が必要。

- 廃棄物の排出抑制、リサイクル等のための追加の方策の検討。
- 廃棄物分野において、地球温暖化対策として考えられる取組及び制度的対応の検討。(※廃棄物処理法の法目的の枠内でどこまで行うことができるのかは留意が必要)

(4) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応

廃棄物等の越境移動を適正化するためには、それぞれの廃棄物等の性状に応じて、潜在汚染性の顕在化を最小にしつつ、潜在資源性の顕在化を最大にするような管理の方法を模索していくことが必要。

- 国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、非鉄金属のリサイクル等資源循環を着実に進めるための輸出入規制の在り方の検討。

(※バーゼル法との関係について留意が必要)

(以上)

今回のヒアリング対象（案）

| 団体（順不同） | 観点 |
|-------------|----------------|
| ①都道府県 | 産業廃棄物の指導監督権限者 |
| ②日本経済団体連合会 | 経済団体、大規模事業者 |
| ③全国産業廃棄物連合会 | 産業廃棄物処理業者 |
| ④全国都市清掃会議 | 一般廃棄物関係 |
| ⑤日本建設業連合会 | H22年改正関係、排出事業者 |

※このほか、中小規模の排出事業者の観点からも聴取を予定